



# 鳥取県公報

平成 26 年 8 月 12 日 (火)  
第 8 6 2 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	控除対象特定非営利活動法人の指定の申出 (596) (鳥取力創造課) . . . . . 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (597) (障がい福祉課) . . . . . 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療 機関の指定 (598) (〃) . . . . . 3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (599) (西部総合事務所地域振興局) . . . 3
	採石法による採取計画の変更認可の公表 (600) (鳥取県土整備事務所) . . . . . 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (601) (〃) . . . . . 4
	河川法による工作物及び船舶の保管 (602) (〃) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (14) . . . . . 7
	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (15) . . . . . 7
◇ 公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) . . . . . 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (空港港湾課) . . . . . 8
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 11
	制限付一般競争入札の実施 (〃) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第596号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）第3条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会から平成26年7月31日に申出書の提出があったので、同条第3項の規定により告示する。

同条例第3条第2項各号に掲げる書類は、平成26年9月1日までの間、未来づくり推進局鳥取力創造課に備えて、又はインターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 申出に係る特定非営利活動法人の名称等

#### (1) 名称

特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会

#### (2) 代表者の氏名

乾 和子

#### (3) 主たる事務所及び県内の事務所の所在地

##### ア 主たる事務所

鳥取市瓦町601

##### イ 主たる事務所以外の県内の事務所

なし

#### (4) 設立年月日

平成20年5月15日

### 2 事業の内容

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

ア 自閉症児・者等の療育に関する事業

イ 自閉症児・者等に対する正しい理解をひろめる事業

ウ 自閉症児・者等の余暇活動及び文化、芸術活動を推進、啓発する事業

エ 自閉症児・者等の本人、家族及び関係者に対する相談、情報提供事業

オ 自閉症児・者等に対する就労支援及び生活支援に関する事業

カ 自閉症児・者等に関する講演会・研修会事業

キ 自閉症児・者等に対する自治体、企業等からの調査研究等の受託事業

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービス事業

ケ その他目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

物品、食品等の製造及び販売事業

### 3 事業を行う県内の地域

鳥取県全域

### 4 実績判定期間

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

---

## 鳥取県告示第597号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
感染症内科	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	千酌 浩樹	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
整形外科	肢体不自由	西田 郁夫	八頭郡八頭町下坂492-2 西田整形外科医院
〃	〃	加藤 芳弘	東伯郡三朝町山田690 三朝温泉病院
小児科	じん臓機能障害	林 篤	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
腎臓内科、内科	〃	福本 真理絵	鳥取市里仁54-2 さとに田園クリニック

**鳥取県告示第598号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
山本 榮	倉吉市宮川町二丁目76	山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目76	育成医療、更生医療	平成26年8月1日
野口 圭太郎	倉吉市上井町二丁目14-2	のぐち内科クリニック	倉吉市上井町一丁目8-5	更生医療	〃

**鳥取県告示第599号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年9月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年8月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成26年7月24日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人サポートイルカ

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

瀬川 京子

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市新山1

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、就労の支援、職業能力の開発および社会参画に関する事業を行い、障がい者の自立と福祉の向上に寄与すると共に高齢者の豊かな生活を支え、地域の方との交流を広げることを目的とする。

**鳥取県告示第600号**

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年8月12日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地及び面積	採取の期間	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
足立 義明	岩美郡岩美町真名374	岩美郡岩美町大字浦富字坊谷3081-1 外 10 筆 (44,087.64平方メートル)	平成25年8月19日から平成28年8月18日まで	掘削作業計画	岩石の採取時に火薬を使用しない	岩石の採取時に火薬を使用する	平成26年7月31日

**鳥取県告示第601号**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年8月12日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市伏野字砂浜2301、2300-1 (3,613平方メートル)	砂 (9,228立方メートル)	採取の期間	平成25年10月4日から平成26年9月29日まで	平成25年10月4日から平成27年9月29日まで	平成26年7月11日

## 鳥取県告示第602号

平成26年鳥取県告示第309号（河川法による工作物及び船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成26年8月12日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

- 1 保管した工作物の数量 杭18本、栈橋27基、階段4本、通路1基、船舶1隻
- 2 保管した工作物が放置されていた場所

二級河川蒲生川水系蒲生川

工作物等	放置されていた場所
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本312-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本309-1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本309-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本309-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本299
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本299先
杭	岩美郡岩美町大字岩本299先
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本261-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本261-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本261-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本264-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本265-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本268
階段	岩美郡岩美町大字岩本268
杭	岩美郡岩美町大字岩本269
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本269
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本286
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本285
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本285
階段	岩美郡岩美町大字岩本271-2
通路	岩美郡岩美町大字岩本271-2及び272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本273-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本273-2

杭	岩美郡岩美町大字岩本273-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本274
杭	岩美郡岩美町大字岩本274
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
階段	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本275
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本245-1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本245-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本245-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本244
杭	岩美郡岩美町大字岩本243
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本243
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本243
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本243
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本243先
階段	岩美郡岩美町大字岩本242
船舶 (船舶番号：272-13709)	岩美郡岩美町大字岩本261-2

3 保管した工作物を除却した日時 平成26年7月28日(月)午後1時20分

4 保管を開始した日時 平成26年7月28日(月)午後2時55分

5 保管の場所

鳥取市伏野1545-6(救急内水ポンプ基地)

6 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成26年7月29日(火)から平成27年1月30日(金)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、平成26年10月31日(金)までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話0857-20-3605

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書(所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)であることを証明できる書類)

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第14号

平成26年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年8月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年8月19日（火） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 政治団体関係者研修会について
  - (2) その他

### 鳥取県選挙管理委員会告示第15号

鳥取県選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年8月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

施設の名称	所在地
鳥取市中ノ郷体育館	鳥取市覚寺110
鳥取市青谷町日置谷体育館	鳥取市青谷町奥崎388

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第43回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 試験の日時 平成26年10月10日（金）午前10時から
  - (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室及び第32会議室

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）	2時間
イ 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる	

湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
--

### 3 受験申込手続

受験願書(写真(縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真(コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。))とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを添付すること。)及び受験票(カラー写真を貼り付けること。)を、平成26年8月15日(金)から同年9月12日(金)までの各日(日曜日及び土曜日を除く。)に県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、平成26年9月12日(金)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し52円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

### 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。

(2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部治山砂防課(電話0857-26-7384)

鳥取県土整備事務所(電話0857-20-3641)

八頭県土整備事務所(電話0858-72-3857)

中部総合事務所県土整備局(電話0858-23-3217)

西部総合事務所米子県土整備局(電話0859-31-9712)

西部総合事務所日野振興センター県土整備局(電話0859-72-2047)

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

連続式摩擦係数測定車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。



## (3) 納入期限

平成27年3月23日(月)

## (4) 納入場所

鳥取県鳥取空港管理事務所(鳥取市湖山町西四丁目110-5)

## (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

入札見積金額は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。また、入札見積金額は、鳥取県が購入する物品に係るリサイクル料金を含めた金額とすること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年8月21日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成26年8月12日(火)から同年9月22日(月)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 平成26年8月12日(火)から同年9月22日(月)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) 平成20年4月1日以降において、ICAO(国際民間航空機関) Airport Service Manual Part2 Chapter5 Runway Friction-Measuring Devices 「Basic technical specifications for friction-measuring devices」に準拠した連続式摩擦係数測定車を納入した実績を有すること。

## (6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課空港担当

電話 0857-26-7586

電子メール kuukoukouwan@pref.tottori.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 仕様に関する問合せ先

〒680-0947 鳥取市湖山町西四丁目110-5

鳥取県鳥取空港管理事務所管理担当

電話 0857-28-1150

電子メール kukokanri@pref.tottori.jp

(4) 入札説明書の交付方法

平成26年8月12日（火）から同年9月2日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/29967.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年8月12日（火）から同年9月2日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年9月22日（月）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日（金）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁5階 県土整備部会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成26年9月2日（火）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号）第17条の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Surface friction tester car, Quantity 1

(2) September 2, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 22, 2014 1 : 30 PM : Time-limit for submission of tenders

September 19, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for notice : Tottori Prefecture Government Port and Harbor Division 1 - 220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7586

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 8 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

Lotus Notes R8.5 クライアントソフトライセンス貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

入札説明書による。

### (4) 借入物品の貸借期間

平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。ただし、平成27年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 納入期限

平成26年12月5日（金）

(6) 入札書の記載方法

入札者は、(1)の調達案件に係る(4)の期間における賃貸借料を36月で月割りした1月当たりの単価を見積もるものとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、この業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年8月28日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年8月12日（火）から同年9月12日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年8月12日（火）から同月20日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年9月12日（金）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月11日（木）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年9月1日（月）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

---

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

指ハイブリッド認証機器賃貸借及び保守業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 履行場所

入札説明書による。

### (4) 履行期間

#### ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成26年12月5日（金）

#### イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成27年1月1日から平成29年12月31日までとする。ただし、平成27年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

### (5) 入札書の記載方法

入札者は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(36月)で月割りした1月当たりの単価を見積もるものとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

#### ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

#### イ 借入物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、この業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年8月28日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) 平成26年8月12日(火)から同年9月12日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本公告に示した物品を1の(4)のアの期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110(代)

### (2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成26年8月12日(火)から同月20日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年9月12日(金)午後2時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月11日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年9月1日(月)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。